

(営繕工事版)週休2日取組工事実施要領の改定について

令和8年7月1日

滋賀県交通まちづくり部建築課

建築課が発注する営繕工事では、建設業の働き方改革を推進する観点から、平成30年度より「週休2日取組促進型工事実施要領」を策定し実施してきましたが、先般、「国土交通省直轄営繕工事における週休2日の取組方針について」(令和8年3月27日付け)が発出されたことを踏まえ、実施要領を改定します。

◎改定概要等

1 名称

(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領から (営繕工事版) 週休2日取組工事実施要領に改定

2 発注方式

【改定後】

週休2日取組工事

対象期間の全ての週において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行う工事。（ただし、土曜日または日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとします。）

【改定前】

(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む工事（月単位の週休2日および通期の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）および月単位の週休2日」または「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む工事（通期の週休2日は必須）

3 労務費等の補正

- ・国において週休2日制度における労務費等の補正が廃止されたことを踏まえ、国に合わせて労務費等の補正は実施しないものとします。ただし、実施状況の確認は行います。

4 工事成績評価

- ・現場閉所（現場休息）の実施状況に応じて、工事成績評価により評価します。

5 多様な働き方の支援

- ・受注者が変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間・時間等の変更について、監督職員と協議の上、実施するものとします。

6 適用

- ・本取扱いは、令和8年7月1日以降の入札公告から適用します。

7. その他

- ・滋賀県ホームページ

(営繕工事版) 週休2日取組工事実施要領

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/302911.html>

- ・参考 国土交通省ホームページ

国土交通省直轄営繕工事における週休2日の取組方針について（令和8年3月27日）

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001736408.pdf>